

国立高度専門医療研究センターの中期目標(案)及び中期計画(案)の概要

中 期 目 標	中 期 計 画
前文	前文
	※センターの使命、目的
第1 中期目標の期間	
平成22年4月から平成27年3月までの5年間	
第2 業務の質の向上	第1 業務の質の向上
1. 研究・開発	1. 研究・開発
	※研究・開発に関する要点
(1)臨床を志向した研究・開発 ① センター内の連携強化 ② 産官学等との連携強化 ③ 企画・評価体制の整備 ④ 知的財産の管理強化及び活用推進	(1)臨床を志向した研究・開発 ① 研究所と病院との情報交換の場を設ける等の連携強化を図るとともに相互の人的交流を進め、共同での臨床研究の実施を推進する。 ② 「医療クラスター」の形成等、他機関との共同研究を推進する体制を整える。 ③ センターの使命を果たすための研究(研究開発費を含む)を企画し、評価していく体制を整備するとともに、研究を支援していく体制も充実させる。 ④ 効果的な知的財産の管理を強化するとともに、産業界との連携等により、知的財産の活用を推進する。
(2)病院における研究・開発 病院内で高い倫理性、透明性をもって臨床研究を実施するための基盤整備	(2)病院における研究・開発 ① 臨床研究を病院内で円滑に実施するための基盤の整備を図る。 ② 倫理性・透明性を確保する観点から倫理審査委員会等を適正に運営するとともに、患者・家族に対して必要な説明及び情報開示を実施する。
(3)担当領域の研究・開発 別紙に示した研究・開発の推進	(3)担当領域の研究・開発 別紙1のとおり。
2. 医療の提供	2. 医療の提供
	※医療の提供に関する要点
・ 高度先駆的医療の提供 ・ 最新の科学的根拠に基づいた医療の提供	(1)高度先駆的な医療、標準化に資する医療 ① 高度先駆的な医療 センターの研究成果、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約し、高度先駆的な医療の提供を行う。 ② 最新の科学的根拠に基づいた医療 最新の知見に基づき、標準的な医療を提供するための診療体制を整える。
・ 患者・家族が医療者とともに治療を選択、決定できるよう支援	(2)患者の視点に立った医療の提供 ① 患者の自己決定への支援 患者が治療の選択の自己決定を行うために必要な説明や情報開示等を適宜行い、患者・家族との情報の共有化に努める。 ② 患者等参加型医療の推進 病態や治療に関わる問題について患者の理解を深めるための支援活動を推進する。 患者満足度調査や日常的な患者・家族の意見取

<ul style="list-style-type: none"> ・ チーム医療の推進 ・ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 ・ 医療安全管理体制の充実 ・ その他医療政策の一環として実施する医療 	<p>集を行い、診療内容や業務の改善に活用する。</p> <p>③ チーム医療の推進 多職種連携及び診療科横断によるチーム医療を推進する。</p> <p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 他の医療機関等と連携し、入院から地域ケアまで一貫した支援を実施する。</p> <p>⑤ 医療安全管理体制の充実 医療安全管理の体制を整備し、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める。</p> <p>(がん) 緩和医療及び療養生活の質向上 (循環器) 臓器移植 (精神・神経) 医療観察法、重症心身障害者 (国際) 救急医療、国際化に伴う医療 (成育) 子どもの心の診療、周産期医療 (長寿) 認知症、在宅医療支援、終末期医療</p>
3. 人材育成	3. 人材育成
<ul style="list-style-type: none"> ・ リーダーとして活躍できる人材の育成 	<p>(1)リーダーとして活躍できる人材の育成 研究・医療における専門家を養成するため、教育・指導内容の充実を図る。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ モデル研修・講習の実施 	<p>(2)モデル的研修・講習の実施 我が国の医療政策上の課題を踏まえた医療従事者等に対する各種モデル的研修・講習を実施する。</p>
4. 医療の均てん化と情報の収集・発信	4. 医療の均てん化と情報の収集・発信
<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワークの構築 	<p>(1)ネットワーク構築の推進 情報交換、技術的助言等を通じ、全国の中核的医療機関等とのネットワークを構築する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集及び発信 	<p>(2)情報の収集及び発信 国内外の知見を収集・評価し、国民向け・医療機関向けに、科学的根拠に基づく最新の診断・治療情報等の提供を行う。</p>
5. 国への政策提言	5. 国への政策提言
<ul style="list-style-type: none"> ・ 科学的見地からの専門的な提言 	<p>担当領域において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p>
6. その他	6. その他
<p>(1)公衆衛生上の重大な危害への対応</p>	<p>(1)公衆衛生上の重大な危害への対応 公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国等の要請に対して迅速かつ適切な対応を行う。</p>
<p>(2)国際貢献</p>	<p>(2)国際貢献 研究成果の諸外国への発表、外国人研究者等の受入れ、技術支援等、我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。</p>
<p>(3)HIV・エイズ ※国際医療研究センターのみ</p>	<p>(3)HIV・エイズ 薬害被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、エイズに関し、診断・治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供等の必要な取組を進める。</p>
<p>(4)看護に関する教育及び研究 ※国際医療研究センターのみ</p>	<p>(4)看護に関する教育及び研究 看護に関する教育の充実、質の高い学生等の確保、看護研究活動の推進を図る。</p>

第3 業務運営の効率化	第2 業務運営の効率化
1. 効率的な業務運営	1. 効率的な業務運営
<ul style="list-style-type: none"> 定期的な事務及び事業の評価 役割分担の明確化及び職員の適正配置 弾力的な組織の再編及び構築 	<p>(1)効率的な業務運営体制 組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用する体制を構築する。</p> <p>① 副院長複数制の導入</p> <p>② 事務部門の改革</p>
<ul style="list-style-type: none"> センターの効率的な運営 <p>① 適切な給与体系</p> <p>② 医薬品医療材料等の購入費用の節減</p> <p>③ 医薬未収金の発生防止及び徴収改善並びに診療報酬請求業務の改善</p>	<p>(2)効率化による収支改善 5年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p>① 給与制度の適正化 給与水準については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の水準等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p> <p>② 材料費の節減 医薬品医療材料等の購入方法の見直しにより、材料費率の抑制に努める。</p> <p>③ 一般管理費の節減 平成 21 年度に比し、中期目標の期間において、一般管理費率(人件費、退職給付費用等を除く。)の抑制に努める。</p> <p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p> <p>⑤ 収入の確保 平成 21 年度に比して医薬未収金比率の縮減に取り組む。 院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。</p>
2. 電子化の推進	2. 電子化の推進
<ul style="list-style-type: none"> 電子化の推進による業務の効率化 情報セキュリティの向上 	<p>(1)電子化の推進による業務の効率化 業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化に取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。</p> <p>(2)財務会計システム導入による月次決算の実施 財務会計システムを導入し、月次決算により財務状況を把握するとともに経営改善に努める。</p>
3. 内部統制	3. 内部統制
<ul style="list-style-type: none"> 内部統制の構築 適正な契約業務 	<p>入札・契約事務の公正性や透明性の確保を含む法令遵守等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。</p> <p>契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行する。</p>
第4 財務内容の改善	第3 予算、収支計画及び資金計画
1. 自己収入の増加	1. 自己収入の増加
運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入	民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。
2. 資産及び負債の管理	2. 資産及び負債の管理
固定負債を償還確実性が確保できる範囲とし、中・長	中・長期的な固定負債(長期借入金の残高)を償還

期的に適正化	<p>確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。</p> <p>そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。</p> <p>(1) 予算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p>
	第4 短期借入金の限度額
	1. 限度額 〇〇〇〇〇〇百万円
	2. 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応
	第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画
	なし
	第6 剰余金の使途
	決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。
第5 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
1. 施設・設備整備	1. 施設・設備整備
・ 機能の維持向上、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案した計画的な整備	中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。
2. 人事の最適化	2. 人事システムの最適化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価を適切に行うシステムの構築 ・ 女性の働きやすい環境の整備 ・ 非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進 	<p>職員が業務で発揮した能力等を評価し給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用により優秀な人材の定着を図る。</p> <p>女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師が本来の役割を發揮できるよう医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職場環境の整備に努める。</p> <p>非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築する。</p>
	3. 人事に関する方針
	<p>(1)方針</p> <p>医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>
	<p>(2)指標</p> <p>センターの平成 22 年度期首における職員数を〇, 〇〇〇人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込</p>

	<p>まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考)中期目標の期間中の人件費総額見込み 〇〇〇〇百万円</p>
3. その他の事項	4. その他の事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ ミッション実現のためのアクションプランの策定 ・ アクションプラン及びセンターの成果の情報開示 ・ 職員の意見の聴取 	<p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立てる。</p> <p>アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うよう努める。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取を行うよう努める。</p>

別紙	別紙1
担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進
1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	1. 重点的な研究・開発戦略の考え方
	※達成すべき研究成果の内容及び水準(総論)
2. 具体的方針	2. 具体的方針
<p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 疾患の本態解明</p> <p>② 疾患の実態把握</p> <p>③ 予防、診断、治療法の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度先駆的な予防、診断、治療法の開発 ・ 標準的予防、診断、治療法の確立 ・ バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析 <p>④ 医薬品及び医療機器の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新成長戦略の趣旨を踏まえた医薬品、医療機器の治験 ・ 国内未承認の医薬品、医療機器の治験 ・ 臨床研究及び治験の実施件数の増加 	<p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 疾患の本態解明</p> <p>疾患の発症機序や病態の解明につながる研究を推進する。</p> <p>② 疾患の実態把握</p> <p>疾病の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移を把握する疫学研究を推進する。</p> <p>③ 予防、診断、治療法の開発</p> <p>高度先駆的な予防治法、早期診断技術、治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>既存の治療法について、多施設共同研究等を実施し、有効性と安全性を検証し、標準的治療法の確立を推進する。</p> <p>バイオリソースや臨床情報の収集とその解析を推進する。</p> <p>④ 医薬品及び医療機器の開発</p> <p>研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)の実現を目指す。</p> <p>海外では有効性と安全性が検証されているが国内未承認の医薬品・医療機器について、治験をはじめとする臨床研究を推進する。</p> <p>平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究及び治験実施件数の合計数〇%以上の増加を目指す。</p>
<p>(2) 均てん化に着目した研究</p> <p>① 均てん化手法の開発</p>	<p>(2) 均てん化に着目した研究</p> <p>① 均てん化手法の開発</p>

